平成 16 年　№31
東京学芸大学外国人研究者受入規程の一部を改正する規程

承認経過
　平成 16 年 12 月 1 日　教育研究評議会　承認

東京学芸大学外国人研究者受入規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成16年12月２日

東京学芸大学長
鷲　山　恭　彦

平成 16 年規程第 56 号

東京学芸大学外国人研究者受入規程の一部を改正する規程

東京学芸大学外国人研究者受入規程（平成９年規程第 25 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学外国人研究者受入規程の一部改正について

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>〔省略〕

（研究料等）
第７条　第２条第１号から第４号までに規定する外国人研究者の研究料等は，当該制度の定めによるものとし，同条第５号に規定する研修員の研修料は，独立行政法人国際協力機構と協議の上，別に定める。

２　既納の研究料又は研修料は，返還しない。</td><td>〔省略〕
（受入資格）
第２条　外国人研究者として受け入れることができる者は，次の各号に掲げる者で，原則として大学の教授，助教授，講師又は助手に相当する身分を有する者とする。
(1) 独立行政法人日本学術振興会業務方法書に基づく外国人研究者
(2) 独立行政法人国際交流基金業務方法書に基づく外国人研究者
(3) 独立行政法人日本学生支援機構帰国外国人留学生短期研究制度募集要項に基づく外国人研究者
(4) 外国政府，国際機関その他公的機関の交流事業に基づく外国人研究者
(5) 本学における国際交流を促進し，開発途上国の学術・文化の振興に資するため独立行政法人国際協力機構から申請のあった開発途上国からの研修員
(6) 前各号に掲げる者のほか，本学における学術研究の国際交流を推進する上で適当と認められる者で大学卒業後，大学院修了後の研究業績又は研究実績のあるもの
〔省略〕
（研究料等）
第７条　第２条第１号から第４号までに規定する外国人研究者の研究料等は，当該制度の定めによるものとし，同条第５号に規定する研修員（この条において「研修員」という。）の研修料は，次の表に定めるところによる。
<table><tr><th>研修期間</th><th>研修料（消費税相当額を含む。）</th></tr><tr><td>１月</td><td>226，000円</td></tr></table>２　研修員の受入れを許可したときは，当該年度に属する研修期間に応じた研修料を独立行政法人国際協力機構から直ちに徴収するものとし，当該年度を超えて許可している場合の翌年度以降に係る研修料は，翌年度の当初に徴収するものとする。
３　研修員の研修期間が延長となる場合は，その期間に応じた研修料を徴収するものとする。
４　既納の研究料又は研修料は返還しない。</td></tr>
</table>

〔省略〕 附　則 この規程は，平成16年12月2日から施行する。	〔省略〕